

令和6年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和6年7月24日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和6年7月24日（水）午後1時開議

○議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期決定について

（日程追加） 議長の辞職について

（日程追加） 議長の選挙

日程第4 認定第1号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第2号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第10号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第11号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第13号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（28名）

1番	芝本和己君	2番	奥山昭博君
3番	杉本博美君	4番	堀内和久君
5番	一ノ瀬敦子君	6番	松本隆史君
7番	福榮浩義君	8番	大石元則君
9番	堂脇光弘君	10番	玉田隆紀君
11番	伊都堅仁君	12番	浦中隆男君
13番	山下晴夫君	14番	新谷英一郎君
15番	赤井洋子君	16番	中井准君
18番	龍神初美君	19番	辻村昌宏君
21番	堀口晴生君	22番	原田覚君
23番	堀辰雄君	24番	溝口耕太郎君
25番	松井孝恵君	26番	岡本克敏君
27番	藤社和美君	28番	久原拓美君
29番	佃奈津代君	31番	吉村聡一郎君

○欠席議員（3名）

17番	谷畑進君	20番	玉置一郎君
30番	阪上博行君		

○説明のため出席した者

広域連合長	三浦 源吾 君	副広域連合長	中山 正隆 君
副広域連合長	岡本 章 君		
事務局長	田伏 密宏 君	事務局次長 兼 業務課長	池本 収児 君
総務課長	中田 智也 君	総務課班長	坂東 由佳子 君
総務課班長	森下 和哉 君	業 務 課 課長補佐兼班長	尾藤 寿彦 君
業務課班長	楠見 範子 君		

○職務のため出席した者

書記長	高松 浩二	書 記	津村 直希
-----	-------	-----	-------

午後 1 時00分 開議

○議長 　　ただいまから令和 6 年 7 月 24 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しておりであります。

日程に先立ち、ご報告します。海南市の宮本憲治議員、白浜町の正木秀男議員、上富田町の大石哲雄議員から当議会議員を辞職したい旨の、願い出がありましたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 126 条に基づき、これを許可いたしました。

また、古座川町の佃奈津代議員は、選挙母体であります、古座川町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、あらためまして、辞職及び離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、海南市の杉本博美君、白浜町の溝口耕太郎君、上富田町の松井孝恵君、古座川町の佃奈津代君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 　　議長、番外。

○議長 　　広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君 登壇〕

○連合長 　　皆様こんにちは。広域連合長を務めております、御坊市長の三浦でございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 7 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度も、本年度で 17 年目を迎えました。その間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初の約 13 万 5 千人から、本年 4 月には約 17 万 3 千人と増加をしております。団塊の世代の後期高齢者医療への加入により、現役世代の支援金の更なる増加が見込まれたことなどにより、ご承知のように令和 6・7 年度の高齢者負担率の引き上げがなされ、後期高齢者医療の保険料は上昇してございます。

さらに、本年 6 月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、子ども・子育て支援金制度が創設されました。その財源として、令和 8 年度から、医療保険者が子ども・子育て支援納付金を徴収することとなっております。社会保障制度全体が変化する中、後期高齢者医療制度も大きな変革期を迎えており、被保険者への情報提供や丁寧でわかりやすい説明を心掛けてまいります。

また、令和 6 年 3 月に「第 3 期和歌山県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画」を

策定しました。この計画の中核を担うのは、今年度から全市町村に委託しております「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」になります。高齢者の多様な課題に、きめ細やかな対応を行うことができるのは、住民の身近な立場にある市町村であり、当広域連合といたしましても、できる限りの支援を市町村に行ってまいります。今後とも、市町村と連携して保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆様が安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活が安心して送れるよう努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、令和5年度一般会計及び特別会計決算の認定、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算などの諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において16番、中井准君及び26番、岡本克敏君を指名いたします。

次に、日程第3「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和6年7月10日付け、和広第160号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和6年2月16日付け和広監第14号、同年3月22日付け和広監第15号、同年4月19日付け和広監第1号、同年5月17日付け和広監第2号、同年6月10日付け和広監第3号、同年7月17日付け和広監第5号をもって例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っており、写しはお手元に配付いたしております。

次に、令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算の繰越しについてご説明いたします。令和5年度事業のうち繰越しとなりましたのは1件の事業で、第1款総務費、第1項総務管理費のシステム移行関連業務69万7千円であり、標準システムのクラウド化に伴う通信回線の改修の完了が令和6年度になることから繰越したもので、9月末の完了を予定しております。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ここで、暫時休憩致します。

午後 1 時10分休憩

午後 1 時11分再開

○副議長　ご報告します。議長、大石元則君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条に基づき、大石元則君の退席を求めます。

〔大石議長　退場〕

○副議長　「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和6年7月24日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、大石元則。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、赤井洋子殿。

○副議長　お諮りします。大石元則君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、大石元則君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔大石元則君　入場〕

○副議長　ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項に基づき、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に、杉本博美君を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました杉本博美君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました杉本博美君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました杉本博美君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。杉本博美君。登壇願います。

〔杉本議長　登壇〕

○議長　ただいま皆様方よりご推挙をいただき、広域連合議会議長に就くことになりました、海南市の杉本博美です。責務を全うできるよう、皆様のご協力をいただきながら、精一杯努めてまいりますので、どうぞ、皆様方に置かれましては、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長　それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔赤井副議長退席、杉本議長着席〕

○大石議員　議長、8番。

○議長　8番、大石元則君。

〔大石元則君　登壇〕

○大石議員　議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年7月定例会におきまして、皆様より議長に就任させていただきました。本日、その職を無事に辞することに至りました。改めて議員各位様の働き・ご支援に心から厚く御礼申し上げたいと思います。

今後は、この1年間の議長経験を活かし、一議員として皆様とともに、被保険者の方々が安心できる保険事業に微力ながら推進に向けて努力して参る所存であります。結びに、皆様方の益々のご活躍をご祈念申し上げ、議長退任の挨拶といたします。皆様、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長　次に、日程第4、認定第1号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第9、議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」までの6件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長　議長、番外。

○議長　広域連合長、三浦源吾君。

〔三浦源吾君　登壇〕

○連合長　それでは、議案につきまして、概要説明をさせていただきますが、その前に、お祝いを申し上げます。只今の議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に海南市の杉本議員がご就任されました。心からお喜びを申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

ます。また、昨年7月から議長をお務めいただきました新宮市の大石議員におかれましては、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りいたしまして、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご厚誼をどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料によって説明をさせていただきます。認定第1号から、議案第13号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。まずは、認定第1号、第2号につきましては、令和5年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。次に、議案第10号、第11号につきましては、令和6年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては2,656万8千円を増額補正し、特別会計におきましては26億4,198万9千円を増額補正するものでございます。

続きまして、条例関係です。議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」及び議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、議員の皆さまにおかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次は、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 事務局長の田伏です。それでは補足説明をさせていただきます。まず、添付資料につきましては「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」、地方自治法第233条第3項の規定による「令和5年度監査委員の決算審査意見書」及び同法同条第5項の規定による「令和5年度主要施策の成果等報告書」を提出しています。

議案書の1ページをお開き願います。認定第1号、「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」です。別添の「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」でご説明します。恐れ入りますが、決算書の2ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額2億493万598円です。4ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額1億9,662万8,270円です。6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は830万2,328円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

8ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億8,937万5千円は、構成30市町村からの事務費分賦金です。第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額467万6,448円は、保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金を受け入れたものです。第4款

繰入金、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金、収入済額414万5,281円は、特別会計の事務費に係る剰余金を、財政調整基金に積立てるため一般会計に繰入れたものです。第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額644万9,053円は、令和4年度からの繰越金です。10ページをお開き願います。以上の結果、合計2億493万598円の収入となります。

続きまして、歳出についてご説明します。12ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額206万9,202円は、広域連合議会の運営等に要した経費です。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億8,380万2,628円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費です。16ページをお開き願います。第2目財政調整基金費、支出済額1,060万7,636円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る剰余金及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積立てたものです。18ページをお開き願います。以上の結果、合計1億9,662万8,270円の支出となります。22ページをお開き願います。実質収支に関する調書ですが、只今ご説明しました歳入・歳出の結果、実質収支額は830万2,328円の黒字となっています。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、2ページをお開き願います。認定第2号、「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明します。恐れ入りますが、決算書24ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額1,593億8,024万953円です。26ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額1,568億9,179万7,633円です。28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、24億8,844万3,320円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

30ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額278億3,729万6,410円は、構成30市町村からの分賦金です。内訳としましては、事務費分賦金5億1,484万731円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金112億1,449万1,287円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金123億7,448万8,885円、低所得者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金37億3,347万5,507円です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額378億4,587万8,179円、第2目高額医療費負担金、収入済額8億9,751万3,607円は、医療給付費に対する国の負担金です。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額2,564万5千円は、健康診査実施に対する国からの補助金です。第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額1,028万6,024円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対する国の補助金です。第3目調整交付金、収入済額146億8,878万7,552円は、広域連合間における被保険者の所得格差などによる財政の不均衡を是正するための普通調整交付金143億8,770万1千円及び、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施や、保険者インセンティブなどに対する特別調整交付金3億108万6,552円です。

32ページをお開き願います。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額125億5,735万6,324円、第2目高額医療費負担金、収入済額9億2,728万3,436

円は、医療給付費等に対する県の負担金です。第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額618億2,997万1千円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものです。第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額9,267万4,924円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政への影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金です。第7款、第1項繰入金、第1目基金繰入金、収入済額14億1,709万3千円は、後期高齢者医療給付費準備基金から、前年度の医療給付費国庫負担金等の精算に係る返還金及び令和5年度分の保険料上昇抑制財源等として繰入れたものです。第8款、第1項、第1目繰越金、収入済額10億6,856万9,736円は、令和4年度からの繰越金です。

34ページをお開き願います。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億6,298万5,504円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返納金です。第2目返納金、収入済額1,602万5,984円は医療給付費の請求誤り等による返納金です。以上の結果、合計1,593億8,024万953円の収入となります。

続きまして、歳出についてご説明します。36ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額19億4,139万8,142円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費です。38ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,502億3,737万2,235円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用です。第2目療養費、支出済額15億8,969万1,852円は柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用です。第3目審査支払手数料、支出済額3億4,853万4,327円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額15億2,583万7,247円は、1か月又は1年間に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億7,642万6,396円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額3億2,826万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った方に対して、定額3万円を支給したものです。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額1億368万4,231円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政への影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金です。

40ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額4億7,581万2,144円は、健康診査の実施に要した経費等で医科健康診査歯科健康診査及び人間ドック補助を実施したものです。第2目その他保健事業費、支出済額1億4,608万8,154円は重複・頻回受診者等、相談指導の委託に要した経費、また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業については、令和2年度より順次実施し、

令和5年度は、新たに和歌山市や、かつらぎ町など3市7町を加えた19市町村への委託に要した経費です。

42ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額1,179万6,650円は、過年度保険料の還付に要した経費です。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額414万5,281円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計へ繰り出したものです。以上の結果、合計1,568億9,179万7,633円の支出となります。

46ページをお開き願います。只今、ご説明しました歳入歳出の結果、歳入歳出差引額は、24億8,844万3,320円で、繰越明許費繰越額69万7千円を除いた実質収支額は24億8,774万6,320円です。

48ページをお開き願います。財産に関する調書です。財産として保有しているものは、物品及び基金です。物品につきましては、令和5年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式の計2点となっています。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置しています。令和5年度末の現在高は、財政調整基金が3億502万5,589円、後期高齢者医療給付費準備基金が20億1,248万1,808円となっています。決算の説明は、以上です。

続きまして、議案第10号・議案第11号の「令和6年度補正予算第1号関係」についてご説明します。恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。議案第10号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ2,656万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,523万7千円とするものです。内容につきまして、事項別明細書でご説明します。

7ページをお開き願います。まず、歳入です。第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金7万3千円の増額は、財政調整基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1,443万5千円の増額は、一般会計及び特別会計の事務費分賦金上昇抑制財源として、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰入れるものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金375万9千円の補正額は、特別会計の令和5年度剰余金のうち、事務費に係るものを財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰入れるものです。第5款、第1項、第1目繰越金830万1千円の増額は、令和5年度の繰越金確定に伴うものです。

次に歳出です。第1款、第1項、第1目議会費7千円の増額は、令和6年10月の郵便料金上限の改定を見込み、増額するものです。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1万3千円の増額も、同じく郵便料金上限の改定見込みによるものです。第2目財政調整基金費1,213万6千円の増額は、特別会計からの繰入金375万9千円、令和5年度の剰余金830万2千円に基金運用益の見込み増額分7万5千円を加えたものを財政調整基金に積立てるものです。

続きまして、10ページをお開き願います。議案第11号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ26億4,198万9千円を追

加し、歳入歳出それぞれ1,656億9,625万2千円とするものです。内容につきましては、事項別明細書でご説明します。

14ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億3,433万7千円の増額は、令和5年度の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものです。第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、49万5千円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金運用益が、増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、1,441万2千円は、事務費分賦金上昇抑制財源として一般会計から繰り入れるものです。第8款、第1項、第1目繰越金24億8,774万5千円の増額は、令和5年度の繰越金確定に伴うものです。15ページをご覧ください。第9款諸収入、第3項雑入、第2目返納金500万円の増額は、特定疾病に係る高額療養費の支給誤りに伴う返還金の計上です。

16ページをお願いします。次に、歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費15億4,370万6千円の増額は、令和6年10月の郵便料金上限の改定に伴う増額、12月の被保険者証廃止に伴う資格確認書等の作成委託料、電子計算機システム運用委託料、令和5年度医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上です。第2項、第1目賦課徴収費5千円の増額は、郵便料金上限の改定を見込み、増額するものです。第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費120万3千円の増額も、同じく郵便料金上限の改定見込みによるものです。

17ページをご覧ください。第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金10億9,331万5千円の増額は、前年度の保険料に係る歳計剰余金と基金運用益の見込み増額分を後期高齢者医療給付費準備基金に積立てるものです。第8款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金376万円の補正額は、令和5年度の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰り出すものです。補正予算（第1号）の説明は以上となります。

続きまして、条例関係についてご説明します。18ページをお願いします。議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」について、ご説明します。本条例につきましては、令和4年6月17日に公布された、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係規定の整備を行うものです。19ページをご覧ください。内容につきましては、附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。附則において、第1項で、本条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する旨規定し、第2項でこの条例の施行前にした行為の処罰は、従前の例による旨規定しております。

続きまして、21ページをお開き願います。議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明します。本条例につきましても、議案第12号と同じく、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係規定の整備を行うものです。22ページをお願いします。内容につきま

しては、第22条及び第23条中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。附則におきまして、第1項で本条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する旨、規定し、第2項及び第3項で、本条例の規定は他の法令により刑罰に処せられ、または起訴されたことに対する規定であることに伴う経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩致します。再開は、2時と致します。

午後1時49分休憩

午後2時00分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている6件のうち、まず、日程第4、認定第1号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第1号の採決をします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第5、認定第2号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第2号の採決をします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第6、議案第10号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第11号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第13号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

○堀議員　　議長、23番

○議長　　23番、堀辰雄君。

〔堀辰雄君 登壇〕

○堀議員　　ただいま上程されました発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されるに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることになりました。そのため、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改める必要が生じていることから、本条例案を提出いたしました。議員の皆様方におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長　　以上で、説明は終わりました。これより、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　　討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展

のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 閉会に当たり議長からお許しをいただき、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、慎重なご審議のうえ、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村とより一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。結びに、議員の皆様には、暑さ大変厳しい折、健康に十分ご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。どうも本日はありがとうございました。

(拍手)

○議長 これにて令和6年7月24日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時12分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 杉 本 博 美

前 議 長 大 石 元 則

副 議 長 赤 井 洋 子

署 名 議 員 中 井 准

署 名 議 員 岡 本 克 敏